



# しょうがく きゅうふきん 奨学のための給付金

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん  
～高校生等奨学給付金～

返済不要です

●保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満(年収約490万円未満)であるなど要件を満たされる方に授業料以外の教育費を支援するため「奨学のための給付金」を給付します。

※授業料を支援する「就学支援金制度」とは別の制度です。

【給付額について】 ※ 高校生等1人ごとに申請できます。

給付区分	課程	給付額(1人当たりの年額)
生活保護受給世帯のうち 生業扶助受給世帯	全日制、定時制、通信制	32,300円
所得割額非課税世帯 (年収目安270万円未満)	全日制、定時制	143,700円
	通信制	50,500円
所得割額105,500円未満世帯 (年収目安270万円～380万円)	全日制、定時制	47,900円
	通信制	16,830円
所得割額182,500円未満世帯 (年収目安380万円～490万円)	全日制、定時制	35,930円
	通信制	12,630円



## 給付金を受けるための要件

「奨学のための給付金」は、令和8年7月1日現在で以下の要件を満たす者。

- 保護者(親権者)等の「道府県民税・市町村民税所得割額」の合算額が182,500円未満(年収約490万円未満)であること。
- 保護者(親権者)が「山口県内」に在住していること。

●保護者(親権者)が山口県に在住、生徒が山口県の学校に通学している場合

山口県に申請

●保護者(親権者)が山口県に在住、生徒が他県の学校に通学している場合

山口県に申請

●保護者(親権者)が他県に在住、生徒が山口県の学校に通学している場合

保護者が在住する都道府県に申請

- 日本国内に住所を有する生徒のうち、以下のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者⑦家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※就学支援金制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒(R8新入生である留学生を除く)は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

山口県以外の都道府県へのお問合せ先は、  
文部科学省のホームページをご確認ください。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm))

裏面に続く

# 家計急変世帯への給付について

◆ 家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対し、給付を行います。

## 給付金を受けるための要件

● 家計急変(災害等に起因しない離職(定年退職など)等を除く)により、保護者の収入が激減し、「保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満」相当と認められる世帯であること。

● 保護者(親権者)が「山口県内」に在住していること。

● 日本国内に住所を有する生徒のうち、以下のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者⑦家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※就学支援金制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒(R8新入生である留学生を除く)は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

## 給付額

表面【給付額について】の該当給付区分による給付額になります。

ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった場合は、申請日等に基づき算定した月割り額を給付します。

## 申請にあたっての留意点

・申請時に家計急変の発生事由を証明する書類(離職証明書、廃業届等)、家計急変前後の収入を証明する書類(給与明細等)等の提出が必要です。

確認用フローチャートで  
御確認ください

## 申請時期と給付時期

● 給付金を受けるための要件に該当される方は、申請書に必要事項を記載の上、提出してください。

● 申請書類を学校に提出いただいた後に、山口県教育庁で審査を行います。審査結果は、保護者等の御自宅、または学校にお送りします。

● 給付を決定した方への給付金は、令和8年12月頃に保護者(親権者)の方の口座に振り込む予定です。

## 問い合わせ先

山口県教育庁教育政策課 083-933-4510

～フローチャートの前に（よくある質問）～

Q1:「道府県民税・市町村民税所得割額」は、何で確認できますか。

A1: 令和8年度課税証明書等(令和8年6月頃市町村から発行される課税証明書、特別徴収税額決定通知書、市町村民税納税通知書等)で確認できます。

市 民 税	所得割額	0	県 民 税	所得割額	0	←この欄を確認してください
	均等割額	3,500		均等割額	2,000	

Q2: 同一世帯の家族の収入も含まれますか。

例) 祖父、父、母、兄、高校生の5人家族で、祖父、父、母、兄に収入がある場合

A2: 高校生の保護者(親権者)全員の課税状況で判断します。  
例の場合、親権者である父と母のみでの判定となります。祖父や兄の収入は含みません。

● 確認用フローチャート

